

「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」（案）への
意見募集に対して寄せられた御意見への回答

下記「御意見に対する考え方等」においては、次の略称を用いています。

正式名称	略称
外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）	外為法
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	犯収法
外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）	外為令
外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和 5 年財務省・経済産業省令第 1 号）	遵守基準省令
外国為替取引等取扱業者遵守基準	遵守基準
外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン	新ガイドライン
外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン Q&A	Q&A
外国為替検査ガイドライン	旧ガイドライン

「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」（案）への
意見募集に対して寄せられた御意見への回答

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
1	全般	<p>① ガイドラインの位置づけはどのように変わるか。ガイドラインの対応を全て満たしていないと法令違反となるのか。</p> <p>② 外為検査ガイドラインから遵守ガイドラインを比較した場合、記載がなくなっている項目については、今後考慮する必要はあるか？</p> <p>例：事前登録先送金のモニタリング態勢の構築について記載があるが、遵守ガイドライン上に記載がない。</p>	<p>① 旧ガイドラインは、金融機関等が主体的かつ積極的に外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を公表したものです。新ガイドラインでは、これらに加えて、令和4年12月に公布された改正外為法を受けて新設された遵守基準に関する考え方や解釈も含めて再整理しています。また、新ガイドラインの施行時点で、新ガイドラインの「対応が求められる事項」を全て満たしていないことのみをもって、直ちに法令違反との形式的な判断を行うものではありません。</p> <p>② ガイドラインの改正にあたっては、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき事項がより明確となるよう、当該事項を列挙する形で整理しています。また、旧ガイドライン、過去に発出した事務連絡及びパブリックコメントの内容等、遵守すべき事項を実施するための具体的な方法については、Q&Aとして整理し公表を予定しておりますので、新ガイドラインの内容を確認するにあたっては、当該Q&Aの内容も御留意ください。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
2	全般	<p>外為法の運用は、旧法の頃より担当官の裁量的解釈がまま見られたため、今般のガイドライン制定は、外為行政の透明性向上の歴史的一步として、評価・歓迎したい。その一方で、下敷きにしたと思われる金融庁マネロン・ガイドラインは多くの弊害をもたらしていることから、外為ガイドラインがその轍を踏まないため、運用に当たっては以下の点に留意する必要があると考える。</p> <p>1) ガイドラインの合憲性を確保するため、ガイドラインの個々の要請が外為法の何条から導かれるかという法令とのリンクを明確にすること（金融庁マネロン・ガイドラインは、その根底にあるはずの犯収法から乖離し、日本国憲法を頂点とする法体系から外れた独自の領域を形成している）。</p> <p>2) 金融庁によるマネロン・ガイドラインの運用は、金融機関の自主的なリスク判断を許さないルールベースで行われており、金融機関は画一的なリスク格付けと一対一で紐づけられた低減措置で縛られている。この結果、目の前のリスクの大小や性質を自分で評価し、それに見合った低減策を講じるという判断ができなくなってしまった。経済制裁に係る規制は、法令違反か否かの〈ゼロ・イチ〉であり、そこにリスクベースの概念が入る余地があるのかについては、いささか疑問なしとしなが、いずれにせよ、いわゆる制裁リスクは、諸外国の措置にも大きく影響され得る特性を有するため、外</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>為ガイドラインの運用は、金融機関の柔軟なリスク対応を許容し、必要に応じて当局と相談しつつ、臨機応変に最適な低減措置を選択できる形で行われることが重要。</p> <p>3) このガイドラインが FATF 対日審査のフォローアップや FATF 第5次対日審査を意識して整備されたのであれば、1)のとおり、ガイドラインと外為法のリンケージを明確にするとともに、ガイドライン違反には、躊躇せず、行政指導ではなく行政処分を行い、“OEM”の要件を満たすだけの実績を積み上げることが必要。</p>	
3	全般	<p>現行の「外国為替検査ガイドライン」では、2-7-⑦(P28)において「他の金融機関等が取次ぐ顧客からの送金依頼を送金取扱金融機関等が受ける場合において、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために必要な情報等を当該取次ぎを行う金融機関等から確実に取得できるようにする等、確認義務を確実に履行する協力態勢を当該取次金融機関等との間で構築する必要がある。」旨記述されている一方、改正ガイドライン上では、同趣旨の記載はされていませんが、「取次金融機関等との協力態勢の構築」については、現行の考え方が維持されているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>旧ガイドライン2-7-⑦(P28)に記載されている取次金融機関等との協力態勢の構築について、II-4-(2)-①で必要情報の把握を求めていますので、それを満たすために適宜実施されるべき項目であると考えております。</p>
4	全般	<p>本ガイドラインは、外国為替検査を行う検査官の検査指針を示すものとして簡素化、再整理したものであるということであるが、これまでの外国為替検査ガイドライ</p>	<p>旧ガイドラインの具体的な詳述については、新ガイドライン、若しくは、新ガイドラインと併せて公表されるQ&Aに整理しておりますので、そちらを御参照ください。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		ンの具体的な検査項目の詳述は否定されず、外国為替検査ガイドラインで定められる内容も引き続き有用という理解でよいか。	
5	第Ⅰ章 1. ガイドライン 策定の背景と目的	本年6月9日に公表された「外国為替令等の一部を改正する政令」に関するパブコメ結果の「寄せられた御意見及び御意見に対する考え方」No. 2において、「マネロン・テロ資金供与リスクの評価と遵守基準省令により求められることとなる危険度の評価は、別々に評価する必要がない」とされているところ、所謂「リスク評価書」については、「特定事業者作成書面等 兼 外国為替取引等取扱業者作成書面等」とすることで問題ないか。	貴見の対応で差し支えありません。
6	第Ⅱ章 柱書	「顧客の支払等が、外為法令に基づく規制対象のものではないかどうか等を確認した後でなければ為替取引等…を行ってはならないとの義務を課す」とあるが、「顧客の支払等」として、「外国送金（仕向、被仕向）による支払」と「荷為替手形による顧客の支払」の他に対象となりうる支払形式は想定されているか。	御指摘の支払形式のほか、顧客の支払等に係る為替取引を行う際の当該支払等に該当するものがすべて含まれます。なお、支払等の考え方については、昭和55年11月29日付蔵国第4672号の「支払及び支払の受領の範囲」に記載されているとおりであり、新ガイドラインでもこの点変更ありません。
7	第Ⅱ章 柱書	制裁違反リスクとは、「為替取引等における顧客の支払等や自らが行う取引等について、経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク」と定義されており、その特定及び評価並びにリスク低減措置の実施について、マネロン・テロ資金供与のリスク評価等に制裁違反リスクを加味する対応で差し支えないとなっ	例えば、顧客の支払等に係る為替取引に関するリスクであれば、貴見の要素のほか、顧客属性の要素として当該顧客の業種・商流等、商品・サービスの要素として貿易代金決済に係る商品や顧客が提供するサービス（役務）の内容等、国・地域の要素として制裁対象国（地域）の近隣地域等が考えられます。また、ウクライナ情勢をめぐる措置においては、指定対象者の資産凍結等の措置だけでなく、

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>ている。金融庁マネロンガイドラインに基づくマネロン・テロ資金供与のリスク評価等において、以下のような特定・評価は実施しているが、具体的にどんな要素の追加が必要か。</p> <p>顧客属性：「制裁対象者」、「制裁対象国・周辺地域と取引ある者」 商品・サービス：「外国送金」「貿易取引」 国・地域：「制裁対象国・地域」</p>	<p>各種取引に関する規制を実施しておりますので、こうした規制に該当する行為を自らが行う又は為替取引に係る顧客が行うリスクについてもリスク評価に取り込む必要があると考えます。新ガイドラインと併せて公表されるQ&Aの問16に記載の例も御参照ください。</p>
8	第Ⅱ章 柱書	<p>「経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク」とあるが、リスク評価書においては、</p> <p>(1) 経済制裁措置に違反する取引等を行うリスク (2) 経済制裁措置に違反するおそれのある取引等を行うリスク (3) 規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク</p> <p>を明確に書き分ける必要があるか。</p>	<p>(1)～(3)のリスクを明確に書き分ける必要はありませんので、必要な場合に書き分けをお願いします。</p>
9	第Ⅱ章 柱書	<p>「経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク」を特定、分析・評価する必要があるとされるところ、「経済制裁措置に違反するおそれのある取引等」を行うだけでは、経済制裁措置には違反していないし、直ちにテロ資金供与や拡散金融につながるとまで</p>	<p>銀行等には、外為法第17条に基づき、顧客の支払等について同法に基づく経済制裁措置のいずれにも該当しないことを確認する義務が課されており、経済制裁措置に違反する取引のほか、同措置に違反するおそれのある取引や、同措置に該当することを免れるために偽装された取引等について適切に検知し、当該取引の内容を慎重に</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>は考えられないところ、「おそれのある取引等をおこなうリスク」そのものについて、「経済制裁措置に違反する取引等を行うリスク」とは別個に特定、分析・評価することが求められる旨本ガイドラインに規定している趣旨を教えてください。</p>	<p>確認する対応が求められます。こうした対応を適切に実施するため、遵守基準及び新ガイドラインでは、当該取引に係るリスクの特定・分析・評価、及び当該評価結果に基づくリスク低減措置の策定及び実施を求めています。「経済制裁措置に違反するおそれのある取引等を行うリスク」については、No. 8の回答を参照ください。</p>
10	<p>Ⅱ-1-① (統括責任者の任命等)</p>	<p>「統括責任者は、以下の(i)～(vi)に掲げる事項について責任を有し、これらの承認を行い、これらの事項及び個々の外国為替取引等の確実な実施を図り、そのために必要な措置を講じること」とされているところ、当行の既存規定ではそれぞれ決裁権限者が違っているが問題はないか。(一人の統括責任者を任命し、(i)～(vi)のすべてを左記の一人が承認する必要はないと認識している)</p>	<p>遵守基準省令第1条第5号イに規定されておりますように、統括責任者は「危険度を十分に低減させるための方針、当該方針に基づき危険度を十分に低減させるための対応方法及びこれらを実施するための手順書」を承認すること等とされており、これに基づき、新ガイドラインにて、統括責任者が責任を有し承認を行う事項として(i)～(vi)を列挙しております。(i)～(vi)の事項はそれぞれが密接に関係しているため、少なくとも、方針・手続・計画等の上位規程については、全社的に整合的な対応をとるために、統括責任者あるいは役員会等の承認が必要となります。その上で、例えば、営業店等の窓口職員が使うマニュアルや具体的な研修内容等、上位規程で定められている内容をさらに具体化するための規程等については、承認権限を統括責任者から担当部長や課室長に移譲することはありうると考えます。</p>
11	<p>Ⅱ-1-① (統括責任者の任命等)</p>	<p>責任は統括責任者が負うことを前提に、(i)～(vi)について必要に応じ部長や室長が承認を行う(=権限移譲)という態勢は許容されるとの認識でよいか。</p>	<p>No.10の回答をご参照ください。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
12	Ⅱ-1-① (統括責任者の 任命等)	<p>「統括責任者」は実務に即し、その権限を別の者に委譲することは可能でしょうか。</p> <p>ちなみに、犯罪収益移転防止法が定める「統括管理者」(法第11条第3号)については、委任が認められています。</p> <p>警察庁パブコメ回答<平成27年>項番189~192参照。https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000133365</p>	No.10の回答をご参照ください。
13	Ⅱ-1-① (統括責任者の 任命等) Ⅱ-1-② (役員会等への 報告と経営陣の 関与) Ⅱ-1-⑩ (適切な資源配 分)	<p>第Ⅱ章1-①においては「制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の確実な実施を統括し、管理する者」としての統括責任者が任命されるべきことと、統括責任者が責任を有し承認を行う事項として(i)から(vi)の6項目が列挙されています。この規定からは、統括責任者とは制裁違反リスクを管理する部門、いわゆる3線管理における第1線と第2線から構成される執行部門から任命されるべきものと読み取れます。</p> <p>次に、同章1-②において、統括責任者が「役員会等の承認を受け、又は、これらに対して報告を行うこと」とされている事項のうち、同章1-⑩(適切な資源配分)においては、「管理部門及び内部監査部門等に、経済制裁措置に関する適切な知識及び専門性等を有する職員を配置し、必要な予算の配分等を行うこと」と定められています。</p>	<p>統括責任者が責任を有し、承認等を行う事項については、Ⅱ-1-②にて、以下の(i)~(vi)に掲げるものである旨規定しておりますが、Ⅱ-1-⑩(適切な資源配分)やⅡ-1-⑪(役員・部門間の連携)については、統括責任者の責任範囲に含まれておらず、統括責任者からの管理部門の業務執行状況等に関する報告等を踏まえ、経営陣の主導的な関与のもとで実施する事項と考えています。この観点から、ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-②(役員会等への報告と経営陣の関与)を修正いたしました。</p> <p>(i)制裁違反リスクの評価(Ⅱ-1-③関係) (ii)制裁違反リスクの低減方針の作成(Ⅱ-1-④関係) (iii)リスク低減措置の策定及び見直し・強化(Ⅱ-1-⑤、⑦関係) (iv)手順書の作成及び見直し(Ⅱ-1-⑥、⑦関係)</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>上記より、管理部門のみならず、内部監査部門への資源配分についても役員会等の承認を受けるのは、統括責任者であると読めるように思われます。</p> <p>しかしながら、内部監査部門は第1線・第2線の執行部門から独立している（べき）ことは、IIA（内部監査人協会）による「内部監査の専門職的实施の国際基準」にも定められている他、一般的にコーポレートガバナンス上も求められており、また、このことは、同章2. の柱書（注）にも「第3線とは、第1線及び第2線から独立した内部監査部門を指す。」と明記されているとおりです。</p> <p>執行部門から任命されると思われる統括責任者が内部監査部門への資源配分について役員会等の承認を受けるという同章1-②と1-⑩の規定については、現在多くの企業において採られている体制とは異なるもので、この規定に従うことは内部監査部門の独立性を侵害することになりかねないものか、少なくともそのような懸念を抱かせるものであると思われます。</p> <p>内部監査部門は独立して資源配分を受けるものということから、同章1-⑩について「及び内部監査部門等」を削除するか、それ以外の方法においてでも統括責任者が内部監査部門への資源配分に関わると読めることのない規定に変更すべきではないかと考えるものです。</p>	<p>(v) 研修の実施（Ⅱ-1-⑧関係）</p> <p>(vi) 記録の作成及び保存（Ⅱ-1-⑨関係）</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
14	II-1-① (統括責任者の任命等) II-1-⑦ (リスク低減措置の実施の監視等)	<p>統括責任者の任命および行うべき措置については、本ガイドライン案II-1-①で遵守基準省令第一条五号に沿った項目が定められているところ、内部監査については本ガイドライン案においても同省令第六号を踏まえII-2-⑤に別建てにてご記載いただいているものと理解しております。</p> <p>この点で、外為法における統括責任者に求められる措置においては、1-⑦に記載のリスク低減措置の実施状況を監視することであり、内部監査については含まれないという理解でよいか。(なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十一条(取引時確認等を的確に行うための措置)第3号においては、「措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任」と規定され、監査は含まれている。)</p>	ご理解のとおりです。
15	II-1-② (役員会等への報告と経営陣の関与)	<p>ガイドライン(案)P6に、以下統括管理責任者の責任範囲についての記載があります。</p> <p>1-②(役員会等への報告と経営陣の関与) 統括責任者は、II-1-③~⑪に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会又はこれに相当するもの(以下「役員会等」という。)の承認を受け、又は、これらに対し報告を行うこと。経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備</p>	No.13の回答をご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与すること。</p> <p>統括管理責任者の責任として列挙されているⅡ－１－③～⑪のうち、⑩⑪の部分については、統括管理責任者ではなく、経営陣の責任であるべきと考えます。</p> <p>「外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令」第一条１項五号と六号において、統括責任者の責任と監査部門の責任が明確に分離されています。一方で、ガイドライン（案）においては、Ⅰ－⑩により、統括管理責任者は、内部監査部門にまで責任を有しているように思われます。</p> <p>また、Ⅰ－⑪につきましても、統括管理責任者は、「制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置の確実な実施を統括し、管理する者である担当役員又は管理者」であることから、経済制裁措置に関係する各役員間、部門間の連携の枠組みを構築する責任につきましても、経営陣の役割であると考えます。</p>	
16	Ⅱ－１－② (役員会等への報告と経営陣の関与)	<p>統括管理責任者の責任として列挙されているⅡ－１－③～⑪のうち、⑩⑪の部分については、統括管理責任者ではなく、経営陣の責任であるべきと考えます。</p> <p>「外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令」第一条１項五号と六号において、統括責任者の責任と監査部門の責任が明確に分離されています。</p>	No. 13 の回答をご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>一方で、ガイドライン（案）においては、1-⑩により、統括管理責任者は、内部監査部門にまで責任を有しているように思われます。</p> <p>また、1-⑪につきましても、統括管理責任者は、「制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置の確実な実施を統括し、管理する者である担当役員又は管理者」であることから、経済制裁措置に関係する各役員間、部門間の連携の枠組みを構築する責任につきましても、経営陣の役割であると考えます。</p>	
17	II-1-② (役員会等への報告と経営陣の関与)	<p>「それぞれの事項の重要性に応じ」の意味としては、例えば1-⑥の手順書などについては、その内容の程度に合わせ、軽微な改訂の場合は役員会等による承認ではなく、現存する手続き（例えば担当者レベルでの承認等）をとることで問題ないでしょうか。</p>	<p>手順書の作成・見直しについては、遵守基準省令第1条第5号に規定されておりますとおり、統括責任者の承認が必要となります。また、実質的な変更を伴わないような軽微な改訂については、承認権限を統括責任者から担当部長や課室長に移譲することはありうると考えます。No. 10 の回答もご参照ください。</p>
18	II-1-② (役員会等への報告と経営陣の関与)	<p>II-1-③～⑪の事項について、全てを役員会等へ報告する必要があるというわけではなく、各銀行が認識している重要性に応じ、対象の事項を報告する、という認識でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、全てを役員会等へ報告する必要があるというわけではなく、各銀行が認識している重要性に応じ、対象の事項を報告いただくこととなります。「外国為替令等の一部を改正する政令案」等に対する意見募集の結果の「寄せられた御意見及び御意見に対する考え方」No. 8 もご参照ください。</p>
19	II-1-⑥（手順書の作成・見直し）	<p>「外国為替取引等取扱業者が実施することとした各リスク低減措置についての手続の詳細を内部規程として定めること」とあるが、マネロン・テロ資金供与に係るリス</p>	<p>マネロン・テロ資金供与に係るリスク低減措置の実施状況は、各外国為替取引等取扱業者ごとにリスクに応じ様々かと思われませんが、II-4-(1)～(4)で示したリスク</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		ク低減措置に追加すべき項目としては何があるか。	低減措置に加え、制裁違反リスクの評価結果に基づき、Ⅱ-4-(5)-⑦に例示した事項を含む対応を行う必要があります。
20	<p>第Ⅱ章</p> <p>2. 内部管理態勢の整備等（三つの防衛線等）</p>	<p>第1線とは、営業部門を指し、第2線とはコンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門を指すとあります。</p> <p>外為法の主管部署もマネロン態勢の第2線と位置付け、経済制裁措置への対応等に係る手順書の作成・見直しを行うとともに、第1線である営業店のサポート・指導を実施していますが、問題はないでしょうか。</p>	<p>第2線の中で、マネロン担当と制裁担当を分ける必要はありません。また、第2線が第1線から独立しているのであれば、当該第2線が、経済制裁措置への対応等に係る手順書の作成・見直しを行うとともに第1線である営業店のサポート・指導を実施する対応で問題ありません。</p>
21	<p>Ⅱ-2-②</p> <p>（第2線によるリスク低減措置の策定等）</p>	<p>三つの防衛線として、営業部門・管理部門・監査部門に分けて（注）に記載されているが、具体的にそれらの機能を、いかなる部門が担っているのかについては、各金融機関ごとの規模や特性、組織構造等によって、異なり得るものなので、実情を踏まえ適切に内部管理態勢等を整備すればよいという理解でよいか。</p> <p>同様に、第2線が中心となったリスク低減措置の策定及び実施並びに見直し・強化や手順書の作成及び見直しが求められているところだが、第2線が行うリスク低減措置の策定及び実施並びに見直し・強化に基づき、各金融機関の内部管理態勢（三線管理態勢）の実情を踏まえ、低減措置の実施に責任を持つ第1線が的確に実施できるよう手順書の作成及び見直しを行うこととしている場合も含め、各金融機関ごとの三線管理の組織構造等に従い、各</p>	<p>3線管理については、マネロン・テロ資金供与対策に関する対応において、1線・2線・3線の独立が確保されているかと思っておりますので、経済制裁措置に関する事項についても、当該態勢に基づき実施ください。また、第1線が手順書の作成及び見直しの作業を行うことはありうると思いますが、遵守基準省令第1条第5号に規定されておりますとおり、統括責任者の承認が必要となりますのでご留意ください。No.10の回答もご参照ください。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		部門が内部管理態勢についてその適切な実施のための手順書の作成及び見直しを含め責任を担うことで差し支えないか。	
22	Ⅱ-2-② (第2線によるリスク低減措置の策定等)	経済制裁に関する上位規程(役員会等が承認)を第2線であるコンプライアンス部門が制定し、本項目の対象となる個々の手順書の作成・見直しは、第1線の業務所管部が都度、第2線であるコンプライアンス部門に事前に協議し、承認を経る態勢も許容されるか。	遵守基準省令第1条第5号イに定めておりますように、統括責任者は「危険度を十分に低減させるための方針、当該方針に基づき危険度を十分に低減させるための対応方法及びこれらを実施するための手順書」を承認することとされておりますので、個々の手順書の作成・見直しについては、統括責任者の承認が必要となります。個々の手順書の作成・見直しについては、統括責任者が承認を行う態勢が確保されているのであれば、第1線が作成・見直しを行うことでも差し支えありません。
23	Ⅱ-2-③ (リスク低減措置の実施の監視等)	リスク低減措置の策定及び実施は第2線によって行われているが、リスク低減措置の実施の監視を行うにあたって、監視にかかる独立性が確保されていれば、第1線と第2線が同一部署内に存在するとしても、組織的に厳格な分離まで求められてないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第2線として監視を行うにあたり、意思決定権者が第1線から独立している等、監視に係る独立性が確保されていれば、必ずしも組織変更を伴う部門の厳格な分離までは求めておりません。
24	Ⅱ-2-⑤ (内部監査計画の策定と監査の実施)	現状、第3線である内部監査部門は、第1線および第2線のリスク評価の結果も含めて、内外の様々な事象・情報を勘案してリスク評価を実施し、監査計画を策定しており、本運営は、金融庁ガイドラインにも沿ったものであると考えている。 本運営により、本ガイドライン案で記載されている、	Ⅱ-2-⑤については、第3線が、自らの直面するリスクを踏まえ監査計画を策定し、第1線及び第2線から独立した立場で監査を実施することを求めています。左記のように第3線が第1線及び第2線のリスク評価も援用しつつ幅広い情報からリスク評価を行うことについては、新ガイドラインが求める内容にも合致しているもの

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		「第3線である内部監査部門は、第1線及び第2線から独立して自らが行うリスク評価の結果に応じ」についても実現できているものと考えているが、本認識で合っているか。	と考えます。
25	Ⅱ-2-⑦ (内部監査に準じた対応)	「制裁違反リスクの評価結果その他の事情を踏まえ、リスクを十分に低減させるために必要な事項について、 <u>独立した監査部門による監査を行う必要がないと認められる場合において、Ⅱ-2-⑤及び⑥の対応に代えて、必要に応じ、外部監査や社内の第1線又は第2線から独立した人材を活用すること等により、これらの事項に準じた対応を行うこと。</u> 」とあるが、下線部分について、具体的にどのような場合を意図しているのか、明確化いただきたい。	外国為替取引等取扱業者には両替業者等が含まれ、様々なガバナンス・組織形態がありうることからこうした規定を置いております。例えば、リスク評価の結果リスクが極めて低くゼロに近いと考えられる場合で、家族経営等極めて小規模な組織でありリスクを踏まえてもこうした監査を行う必要がないと考えられる場合等を意図しております。
26	第Ⅱ章 3. リスクの特定・評価	3-1において、「具体的かつ客観的な根拠に基づき」という文言が存在する。 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン2-2(2)【対応が求められる事項】1」にも同じ文言が存在するところ、金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」31頁では、「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施」する場合については、具体的かつ客観的な実際の取引分析や評価、顧客属性、疑わしい取引の届出の内容や傾向、自らの金融犯罪被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることなどが考えられ	Ⅱ-3-③(リスクの評価)について、金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」が規定するリスク評価手法にて、適切にリスク評価がされているのであれば、基本的には新ガイドラインで求められるリスク評価ができているものと考えております。なお、制裁違反リスクの評価が不十分な例としては、例えば、ロシア及びベラルーシに対する制裁が、両国の「国・地域」に関するリスク評価に反映されていないといったことが考えられます。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>ます。</p> <p>こうした評価をするに当たっては、例えば、取引量（金額、取引件数等）・影響の発生率・影響度等の検証結果や、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。なお、「影響の発生率」とは、有形無形の損失が発生する可能性の程度を示しています。また、「影響度」は、想定される有形無形の損失の大小等を指します。「有形無形の損失」の例としては、内外の当局による行政処分や制裁、コルレス関係解消、レピュテーションリスク等が含まれるものと考えます。」との解説がなされている。当該解説のとおりに影響度や影響の発生率を考慮してリスク評価をしている場合、「制裁」のリスクも既に考慮していることとなる。</p> <p>こうした中、貴省として、金融庁のFAQにおける解説のとおりリスク評価をしても、本ガイドラインで求められるリスク評価ができていないことになる場合として、具体的に想定する場合はあれば、ご教示いただきたい。</p>	
27	第Ⅱ章 3. リスクの特定・評価	<p>政府の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」において、「マネロン等のリスク評価と並行して、新たに拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結等の実効性向上を図る」とされているが、これに対応した国のリスク評価はいつ公表される予定か。</p>	<p>左記については検討中です。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
28	II-3-① (リスクの特定) II-3-③ (リスクの評価) II-4-(5)-⑦ (リスクに応じたその他の低減措置の実施)	II-3-③では「全社リスク評価」と「顧客リスク評価」の実施を、II-4-(5)-⑦では制裁違反リスク評価の結果にもとづき、リスクを十分に低減させるため、制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針を策定することが求められているが、「全社リスク評価」、「顧客リスク評価」および「顧客受入方針」にそれぞれ制裁違反リスクが加味されていればよいか。	リスク低減措置について定めている規程等は顧客受入方針に限定されないと考えられますので、広くリスク低減措置に係る規程等に制裁違反リスクが反映されているかを見直していただく必要があります。 また、リスク評価については、全社リスク評価及び顧客リスク評価の手法を定めた規程等に、制裁違反リスクが加味されているかという観点から見直しをしていただく必要があると考えております。
29	II-3-③ (リスクの評価)	第2章 3-3 (リスクの評価)において、「具体的かつ客観的な根拠に基づき」と規定されているところ、過去に経済制裁対象取引に該当する取引を検知したことのない金融機関にとっての「具体的かつ客観的な根拠」として貴省が具体的に想定するものはなにか。 経済制裁対象取引に該当する取引を検知したことのない金融機関においては、犯罪収益移転防止法第8条に基づき実施した疑わしい取引の届出の分析や、従来の取引履歴の分析をしたとしても、「経済制裁に違反する取引等」「経済制裁に違反するおそれのある取引等」、又は「規制に該当することを免れるために偽装された取引等」に該当する可能性があるのがどのような取引等であるのかを検証することはできないように思われるため、ご教示いただきたい。	過去に経済制裁措置に違反する取引を検知していない金融機関においては、例えば、旧ガイドラインにおける「顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合」又は「資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合」として、「外国為替検査不備事項指摘等事例集」や各種説明会等により当局より提供を受けた具体的な取引例を参考に、同様の取引が発生していないかを検証し、リスク評価の参考とすることが想定されます。また、新ガイドラインと併せて公表されるQ&Aにて「経済制裁措置への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆する状況」を例示しておりますので、当該例示を参考に、同様の取引が発生しているか具体的に検証することで「規制に該当することを免れるために偽装された取引等」に係るリスクを検証することが

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
30	Ⅱ－３－④ (リスク評価の見直し)	リスク評価を見直しすべき「重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生」とは、どのような事象を想定しているか、具体的な例示があればご教示いただきたい。また、その場合の「リスク評価の見直し」とは、どのような方法を想定しているか、あわせて具体的な例示があればご教示いただきたい。	できると考えます。 「重大な影響を及ぼしうる新たな事象が発生した際のリスク評価の見直し」については、既にマネロン・テロ資金供与対策の枠組みで、リスク評価の見直しに係る態勢が構築されているかと思いますが、制裁違反リスクに係るリスク評価の見直しにおいては、例えば、「支払規制の対象となる特定国が追加される」等新たな規制が導入された場合や、「顧客と制裁対象者の取引が発覚した」、「経済制裁措置に関し重大な違反が発生した」等新たなリスクが生じた場合であって、これらが経済制裁措置への対応に重大な影響を及ぼしうる場合が想定されます。また、その場合のリスク評価の見直し方法については、新たに支払規制の対象となる特定国の国・地域のリスクを見直すことや、発覚した顧客と制裁対象者の取引を分析しリスク評価手法を見直すこと等がありうると考えます。
31	Ⅱ－４－(1)－１ (制裁対象者のフィルタリング)	「為替取引等の相手方金融機関等の氏名、名称等の情報をフィルタリング」について、国内為替(全国銀行データ通信システム)での仕向先(相手方金融機関の口座名義人名)に対するフィルタリングは求められていないという理解でよいか。	居住者及び非居住者との間で行われる支払等は外為法令の適用を受ける取引に該当するため、送金元の金融機関、及び、受取側の金融機関の双方に、外為法第17条に基づく適法性の確認義務が課されます。なお、こうした取引においては、送金元の金融機関で受取人の居住性を事前に把握することは困難であることが想定されることから、当該義務の履行方法の一つとして、当該受取人に関する情報を有する受取側の金融機関において確認義務を履行し、その過程で不明点等があれば送金元金融機関へ必

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			<p>要な情報提供を求めるといった対応を行うことが考えられます。</p>
32	<p>Ⅱ－４－(1)－② (制裁対象者リストの整備)</p>	<p>ここで記載されている「直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保つこと。」に関して、実務上、財務省から配信される電子メール等を受信した時点起点に、直ちに自社の制裁対象者リストを更新するために必要な作業を開始すれば、「直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保」っているとは評価されるのか。</p> <p>具体的に、財務省から配信される電子メール等を受信した時点から、何営業日中に、自社の制裁対象者リストの更新を完了させなければならないという目線があれば教えていただきたい。</p>	<p>外務省告示により資産凍結等経済制裁対象者の追加等があった場合、従前どおり、金融機関には、告示発出日以降、速やかに制裁対象者リストの更新等に着手し、合理的な期日までに照合を完了させることを求めています。制裁対象者リストの更新及び照合の実施は、直ちに制裁対象者の口座を検知し、これに入出金停止等を講じることで、金融機関等が自ら行う取引について制裁違反リスクを低減するためのものですので、各金融機関におかれては、趣旨を踏まえた適切なリスク低減措置の実施をお願いいたします。</p>
33	<p>Ⅱ－４－(1)－② (制裁対象者リストの整備)</p>	<p>「フィルタリングを適切に行うため、制裁対象者の氏名又は名称、生年月日及び住所又は所在地等の情報を有するリスト（以下「制裁対象者リスト」という。）を整備し、制裁対象者に追加、情報改訂又は削除があった場合に、直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保つこと」とあるが、「直ちに」について、時限性はあるか？また、金融機関の非営業日の対応は不要という理解でよいか。</p>	<p>No.32 の回答をご参照ください。</p>
34	<p>Ⅱ－４－(1)－② (制裁対象者リストの整備)</p>	<p>制裁対象者リストが所有すべき情報として、「制裁対象者の氏名又は名称、生年月日及び住所又は所在地等」とあります。</p> <p>現行の外為検査ガイドラインでは、「住所等の属性情報</p>	<p>Ⅱ－４－(1)－②は、住所等の属性情報を制裁対象者リストへ入力することを必須とするものではありません。ただし、氏名のみでリストでシステム検索し、検知された者を目視で確認する際、目視の段階で住所等の情報も必</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		も勘案して判定する態勢となっていれば、営業店が第一次的な確認のために使用する制裁対象者リストには住所等属性情報がなくても差し支えない」とありますが、改正案にはこのような趣旨の文言がありません。今後は住所等属性情報の制裁対象者リストへの入力も、必須となるのでしょうか？	要となりますので、そうした情報を含むリストを整備する必要があります。なお、当該リストについては、財務省が提供しているリストを直接利用することで差し支えありません。
35	Ⅱ－４－(1)－② (制裁対象者リストの整備)	「制裁対象者の SWIFT コードについても制裁対象者リストに登録し、フィルタリングを行うこと」とある。制裁対象者の SWIFT コードについても、告示内容の制裁対象者の別称等として追記いただくことで、一元的に照合可能と考える。ご検討をお願いしたい。	告示に追記することは予定しておりません。一部、国連安保理決議で SWIFT コードが指定されているものを除き、SWIFT コードについては、お手数ですが、金融機関においてご対応願います。
36	Ⅱ－４－(1)－③ (制裁対象者リストの追加的登録等)	「告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等」を具体的に説明する文言を加筆いただけないでしょうか。例えば、「リスト掲載者である個人が50%超を直接又は間接に保有する法人」や、「リスト掲載個人のために行動をする者」も、この概念に含まれるのでしょうか。	「告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等」に該当する者については、新ガイドライン（別添1）にて記載していますので、ご参照ください。
37	Ⅱ－４－(1)－③ (制裁対象者リストの追加的登録等)	「特定の者等に関する一部取引に係る支払等の規制が課されている場合には、当該特定の者等についても制裁対象者リストに登録すること。なお、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられる。 (別添1) 一部取引に係る支払等の規制が課されている	① 「ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体」については、当局がリストを定めることに馴染まないものと考えておりますので、財務省からリストを公表する予定はありません。 ② 顧客からの申告のほか、公知の情報（報道、レポート、各種政府の発表等）やその他の情報（顧客管理を通

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和●年●月●日現在）」とある。</p> <p>（別添1）に「告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等」として「ロシアベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体」が記述されている。</p> <p>これについて①貴省が把握している情報をリスト化する予定はあるか。②前述のリスト等がなく各行での調査が必要な場合、顧客からの申告のほかにも有効な方法はあるか。</p>	<p>じて得た情報等)を確認した上で、当該情報をスクリーニングシステムに搭載し、検知する方法等がありうると思います。</p>
38	Ⅱ-4-(1)-③ (制裁対象者リストの追加的登録等)	<p>「なお、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられる」とあるが、「顧客からの申告による確認」とは具体的にどのような状況が想定されるのかご教示願いたい。</p>	<p>顧客に外為法上の規制内容を案内教示したうえで、顧客から当該規制に該当しないことの申告を受けることにより確認することを念頭に置いています。</p>
39	Ⅱ-4-(1)-③ (制裁対象者リストの追加的登録等)	<p>「個別に指定されていないが措置の対象となっている者等」(ロシア制裁者の支配企業等)とは、引き続き日本国内の事業者(本邦内に主たる事務所を有する団体)は対象外ということでよいか。なお、その場合は別添1「一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等(令和●年●月●日現在)」の二つ目の</p>	<p>本邦内に主たる事務所を有する団体は「一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等」の対象外となりますので、その旨別添1に明記させていただきます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		○の説明にその旨記載いただきたい。	
40	Ⅱ－４－(1)－④ (外部からリストの提供を受ける場合におけるリストの正確性の確保)	「制裁対象者リストの整備・更新において、外部の事業者等から提供されるリストを利用する場合には、当該リストの更新の都度の検証又は当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等により、当該リストが、直ちに更新され、正確に整備されることを確保すること。」とあるが、「直ちに」について、時限性はあるか？また、金融機関の非営業日の対応は不要という理解でよいか。	No. 32 の回答をご参照ください。
41	Ⅱ－４－(1)－④ (外部からリストの提供を受ける場合におけるリストの正確性の確保)	<p>① 制裁対象者リストの整備について、外部の事業者等から提供されるリストを利用せず、自行内で作成する場合、更新の都度の検証について 4-(1)-② (制裁対象者リストの整備) には記載されていないが、自行内で作成時に複数名で確認する等により正確に整備する態勢としていけば、リストの正確性の確保をしていることで良いか。</p> <p>② 「当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等」の「契約」及び「リスク」について、どのように検証頻度の決定に活用することを想定されているか、具体的にご教示いただきたい。</p> <p>③ 外部の事業者等から提供される制裁対象者リストの正確性を確保するにあたり、以下の検証方法があるが、当該事業者との契約及びリスク等を踏まえて判断し、いずれかを採用することは妥当か。</p> <p>a. 当行自ら検証を行う方法</p>	<p>① 自行内で制裁対象者リストを更新する場合において、更新の都度、複数名で登録内容を検証する態勢は、当該リストの正確性を確保するための方法の一つとしてありうと考えます。</p> <p>② ご質問の記載については、外部の事業者等から提供されるリストが直ちに更新され、正確に整備されることを確保する方法として、①当該外部事業者との契約に、リストが直ちに更新され、正確に整備される旨の内容を盛り込むとともに、②外国為替取引等取扱業者自身がリスクに応じた頻度での検証等を行うことを示したものです。どのようにリスクを検証頻度の決定に活用するかについては、一概には申し上げられませんが、例えば、自らの預金取引や為替取引等に係る制裁違反リスクの程度や、契約に沿ってリスト更新等を確実に行うための外部事業者による取組の内容等を踏まえて頻度を検討することが考えられます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>b. 当該事業者の制裁者リストの正確性に関する第三者機関の検証結果（または当該事業者が内部監査・外部監査による検証結果を記載した資料）を当行が確認する方法</p> <p>c. 当該事業者の制裁者リストの正確性に関する検証結果を当行が確認する方法</p>	<p>③ いずれの方法もありうると考えますが、外部の事業者あるいは当該事業者の外部監査機関の検証結果に疑義がある場合には追加的に自ら検証を行うことや当該検証結果にかかわらず必要に応じて一定の頻度で自らが検証を行うことも有用と考えます。</p>
42	<p>Ⅱ－４－(2)－① （確認を実施するために必要な情報の把握）</p>	<p>以下のとおり、表現を変更してはいかがでしょうか。</p> <p>「以下のような情報のうち、RBAに基づく適切な確認を行うために必要な情報（必要情報）」あるいは、必要情報を、「常に必要な情報」と、「場合によって必要となる情報」とで、区別し、両者を書き分けていただいてはどうかと考えます。</p> <p>（コメントの理由）</p> <p>送金人の実質的支配者の情報と、受取人の実質的支配者の情報が必要情報として挙げられており、これらを必ず取得しなければならないように読めるのですが、（注3）を見ると、基本的に疑わしいと思われる場合にだけ、チェックということによりと政府が解釈しているように読めます。</p> <p>そのような解釈であるとすれば、「確認するために必要な以下の情報（必要情報）」という定義の中に、送金人や受取人の実質的支配者の情報を含めるのは不相当なのではないでしょうか。</p>	<p>取引に関して確認すべき情報について、「常に必要な情報」と「場合によっては必要となる情報」は個社や取引類型ごとに異なっており、取引の内容やこれを踏まえた制裁違反リスク等によって変わることが考えられます。そのため、必要情報を、ガイドライン上で「常に必要な情報」と「場合によっては必要となる情報」に区分することは適切ではないと考えます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>なぜならば、自社の顧客については、実質的支配者の把握はできるのではないかと思うのですが、相手方金融機関の顧客については、確認が大変であり、常に、情報が必要とするのは過剰な規制と思われるからです。</p>	
43	<p>Ⅱ－４－(2)－① (確認を実施するために必要な情報の把握)</p>	<p>「輸入又は仲介貿易貨物の情報」に、「輸出、」を加筆してはいかがでしょうか。</p> <p>(コメントの理由)</p> <p>必要情報の例として、「輸入又は仲介貿易貨物の情報」が挙げられていますが、輸出の場合も同様という理解でよろしいでしょうか。もし、そうなのであれば、「輸出、」と加筆して明確化なさってはいかがでしょうかと思います。</p>	<p>外為法第17条により金融機関に課せられている適法性の確認義務は、特定国との輸入取引に係る支払、及び、特定国に関する仲介貿易取引に係る支払及び支払の受領をその対象に含んでいますが、輸出取引に係る支払の受領は当該確認義務の対象外です(外為令第7条)。このため、輸出に関する情報を必要情報として加えることは不適切と考えます。</p>
44	<p>Ⅱ－４－(2)－① (確認を実施するために必要な情報の把握)</p>	<p>(2)(注3)のご記載を見る限り、大規模な金融機関でリスクがかなり高かったとしても、「告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等」について1者も収録していないDB業者との契約でも法令等を遵守しうると読めます。</p> <p>そのようなご理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(コメントの理由)</p> <p>サンクション・スクリーニングのツールの選択においても、金融機関の規模、外国との間の取引量など、リスクベースで検討すべきという考え方が妥当しうると思われますが、どのような規模の金融機関でも、JCIFを用いて、</p>	<p>御意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、Ⅱ－４－(2)－1(注3)は、特定国(地域)に係る支払等の規制に関し、顧客の支払等が規制に該当しないことの確認方法について記載したものです。また、「告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等」の確認については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられますが、これ以外の対応や追加的な対応の実施については、リスクを踏まえて行う必要があります。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		要件を充足しうると読むのが自然かと思えます。そのようなご趣旨との理解でよいか、念のために確認させていただきたいです。	
45	Ⅱ－４－(2)－① (確認義務の履行のために求められる対応(特定国等、特定目的、特定取引等規制))	<p>「・送金又は電子決済手段等の移転の目的、輸入又は仲介貿易貨物の情報(商品名、原産地、船積地域、(規制対象国の隣接国等に対する輸入代金の送金の場合の船積港の属すると氏名を含む。))」とあるが、</p> <p>自社が内国為替(例：居住者同士の支払に係る為替取引。以下同じ。)を行う場合において、当該情報を、常に、送金を行う都度、送金を取り扱う前に顧客に対して確認する必要があるわけではなく、例えば、事後的に異常取引を検知した場合に、リスクに応じて当該情報を確認し、次回以降の取引に備えるという態勢を整備することでも足りるという理解でよいか。</p>	<p>居住者から非居住者に対する支払については、内国為替であっても外為法の適用対象となります。外為法の適用を受ける支払を行う場合、金融機関等においては、当該取引が外為法上の許可を要する取引でないか、必要情報等を入手するなどにより確認し、許可が必要な取引であれば、送金人が当該許可を取得しているか、支払実行前に確認する必要があります。居住者間の支払に係る為替取引に係る確認については、リスクを踏まえた対応が必要と考えております。</p>
46	Ⅱ－４－(2)－① (確認義務の履行のために求められる対応(特定国等、特定目的、特定取引等規制))	<p>ガイドライン(案)Ⅱ－４－(2)－①に規定される「受取人に関する情報」の「住所・所在地」については、現行の外国為替検査ガイドライン２－７(１)①(i)に基づく対応で問題なく、「実質的支配者の情報等」同様に、特定国宛送金と疑わしき取引等の場合に必要な範囲内で調査するとの理解でよいか。</p>	<p>受取人の住所・所在地や実質的支配者を含む必要情報の把握は、特定国(地域)、特定目的又は特定の取引等に関する規制対象のものではないことを確認するために必要な範囲で求められるものです。</p> <p>受取人の住所・所在地については、旧ガイドライン２－７(1)①(i)(注)にて「特定国(地域)に関する支払規制が行われている場合には、当該支払規制に該当しないことを確認するため、少なくとも国(地域)及び都市名の情報を把握する必要がある」旨規定しており、新ガイドラインでも同様の整理となります。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			また、送金人や受取人の実質的支配者の情報については、特定国（地域）に係る支払規制に関しⅡ－４－(2)－①（注３）の記載に従った確認を行うほか、その他の規制に関しても、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送金人や受取人の実質的支配者について、顧客からの申告に加え、追加的な調査により把握を行うことが考えられます。
47	Ⅱ－４－(2)－１ （確認を実施するために必要な情報の把握）	「顧客の支払等が規制対象のものではないことを確認するために必要な（中略）顧客の『支払』に係る為替取引等を行う前に、規制対象（以下略）」とあるが、『支払』は、『支払等』の誤記ではないか。	正しくは「支払等」ですので修正させていただきます。
48	Ⅱ－４－(2)－１ （確認を実施するために必要な情報の把握）	「送金人に関する情報（本人特定事項等、実質的支配者の情報等）」とあるが、ここでいう「実質的支配者」は、犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項の「実質的支配者」と同じ意味か。 本ガイドラインにおける「実質的支配者」という語につき、もし、犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項の「実質的支配者」と異なる意味を持つものがあれば、具体的に示していただきたい。	「実質的支配者」とはケースバイケースで判断する必要がありますが、自らの顧客である送金人に関しては、左記の情報を用いることが有用と考えます。
49	Ⅱ－４－(2)－① （確認を実施するために必要な	「（注３）特定国（地域）に係る支払等の規制に関し、顧客の支払等の相手方が特定国（地域）の居住者に実質的に支配された法人その他の団体ではないかの確認につい	顧客から更なる情報を聴取する、顧客から追加的な証拠を求める等の方法がありうると考えます。このほか新ガイドラインと併せて公表される Q&A の問 15 もご参照く

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
	情報の把握)	ては、顧客からの申告により確認を行うほか、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送金人や受取人の実質的支配者について、追加的な調査により把握を行い、制裁対象者との照会を実施することが考えられる」とあるが、仕向送金における支払等の相手方の実質的支配者の追加的な調査とはどのような対応が考えられるか。	ださい。
50	II-4-(2)-① (確認を実施するために必要な情報の把握)	<p>① 把握すべき受取人に関する情報の中に「実質的支配者の情報」とありますが、特定国(地域)への対応として元々記載されていたもの。改正案では特定目的、特定取引等規制にも適用されているよう(北朝鮮以外の場合でも必要項目)に読めるので、書きぶりを変更していただきたい。</p> <p>② 送金人に関する情報に「実質的支配者の情報等」とあるが、これは(注3)にあるとおり、顧客からの申告で顧客の支払等の相手方が特定国(地域)の居住者に実質的に支配された法人その他の団体ではないかの確認で足り、制裁リスクが高い場合に実質的支配者の具体的な詳細を確認することでよいか。</p>	①・② 本年6月1日に施行した告示で示しているとおり、制裁対象者に実質的に支配されている者も支払・資本取引規制の対象であることを明確にしております。そのため、新ガイドラインの記載は元案のとおりとさせていただきます。実質的支配者に係る確認義務の履行については、「令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ」問6でも示しているとおり、全ての取引について、受取人の実質的支配者の情報を確認することを求めているわけではなく、外為法上の支払等規制に違反する疑いがある支払等、高リスクと評価され慎重な確認が必要であると認められる顧客に関する支払等及び資本取引について、例えば、公知の情報の追加的な調査や顧客へのヒアリングにより更なる情報を取得する、或いは支払等の原因となる原取引に関する資料の提示を求めるなど、こうした慎重な確認を行う

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			こととしております。
51	Ⅱ－４－(2)－① (確認を実施するために必要な情報の把握)	<p>左記の「必要情報」に関しては、財務省発行の外国為替検査ガイドライン第２章２－７「銀行等の確認義務の履行」に由来するものと理解しているが、検査指針だけでなく外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示す要素を含めた本ガイドラインにおいて、外為法１７条の確認義務の内容としてこのように詳細な情報を「必要情報」として確認することを外国為替取引等取扱業者に求めることは得策ではないと考える。このような情報はあくまで確認義務の履行のために把握することが期待される情報の例示とすべきではないか。このような情報を「必要情報」としてしまうと、クロスボーダーでの仕向送金に関しては、顧客からの送金依頼を受けてから発信するまで、また被仕向送金に関しては電文を受けた後の入金処理に更に時間を要することが懸念される。</p> <p>これは G20/FSB が掲げるクロスボーダー送金の迅速化の要請への対応、具体的には、本邦全体の課題と認識されている、SWIFT のデータなどにより受取銀行が電文を受けてから入金するまでに要する時間の短縮を目指す方向性とは逆行するものと思われる。</p> <p>また、(注 2) において限定的な代替手段が示されているが、そのような代替手段が取れない限りは、全ての仕向送金・被仕向送金に関し、仕向銀行・被仕向銀行・中継銀行のいずれとして関わるかの区別なく「必要情報」が把</p>	No. 50、No. 52 の回答をご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>握できない場合は為替取引等を実行できず、実務上不可能を強いるように思われる。例えば、リテール向けのサービスを提供する e コマースやフィンテック等の新しいビジネスモデルを有した業態の顧客に関しては、比較的リスクが高いと評価されることが想定されるが、そのような顧客にかかる仕向送金及び被仕向送金 (e コマースやフィンテック等のエンドユーザーによるもの) について「必要情報」を取引毎に確認することには限界があり、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータと乖離がある場合の追加確認等に銀行及び顧客ともに多大な手間を要することとなる。グローバルにてビジネスを展開する e コマースやフィンテック業者等が日本での事業拡大を行うにあたり、費用対効果が見合わないこととなりかねず、そのような新しいビジネスモデルを有する業者等による日本での事業拡大ひいては雇用拡大等への障害になりうる懸念される。</p> <p>加えて、左記で示されている情報に関しては、例えば、仕向送金にあつては顧客である送金人に関する情報、被仕向送金にあつては入金先口座を保有する顧客である受取人に関する情報については、相当程度情報が得られることが期待できる。しかしながら、直接の取引関係にない当事者（送金銀行にとっての受取人や受取銀行にとっての送金人）の情報や、送金の原因関係である債権・債務に関する情報については、取引先顧客から得る間接的な情</p>	

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>報に頼ることとなる。このように、取扱業者が顧客から取得できる情報には限界があることを前提に、本件情報については、外為法 17 条の確認義務の履行にも寄与するものの、顧客の支払に係る為替取引等を行う前に一件ずつ必ず把握しなければならない情報というよりは、顧客管理や通常の取引関係を通じて把握が期待される情報であることを明示して頂きたい。</p> <p>外為法 17 条遵守のための情報把握の必要性については強く認識しているものの、実務上の対応可能性についても十分に考慮されたガイドラインとして頂きたい。実務上の対応措置としての提言として、例えば、取引主体識別子 (Legal Entity Identifier: LEI) など、グローバルに法人の存在や概要について検証可能なデータが、クロスボーダー送金にも採用される傾向が見られるので、本邦においても LEI のクロスボーダー送金場面での導入をご検討頂きたい。</p>	
52	II-4-(2)-① (確認を実施するために必要な情報の把握) (注 2)	<p>「被仕向送金についても、同様な場合に限り、顧客への被仕向送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。」との記載があるが、そもそも被仕向銀行としては、送金人が顧客ではないため、被仕向送金について経済制裁に関連するものではない旨の申告を受けられるものではない。</p> <p>また、被仕向送金データも直接の取引相手ではない送金人からの情報であり、データの内容、信頼性については</p>	<p>新ガイドライン別添 2 にて、支払の受領に係る規制の範囲を示しておりますので、これらに係る送金が行われないよう、制裁違反リスクを適切に評価した上でご対応ください。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>送金人・送金銀行あるいは中継銀行に依らざるを得ない。被仕向送金について（注2）の当該記載に依拠して必要情報の把握を不要とできる場面は極めて限定的となると思われ、その結果、およそ全ての被仕向送金について必要情報を取引の都度把握しなければならなくなることを危惧。</p> <p>被仕向送金については、送金銀行・中継銀行から送られてきたデータを元に、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送金人や送金目的等について直前の銀行と確認することにより追加的情報把握に努めることにとどめるべきではないか。</p>	
53	Ⅱ－４－(2)－① （確認を実施するために必要な情報の把握）	仕向外国送金における海外の受取人の実質的支配者や、被仕向外国送金における海外の依頼人の実質的支配者等、自行の顧客が把握しておらず、申告による情報が得られない場合、どのような確認方法があると考えているのか。	No. 37②の回答をご参照ください。
54	Ⅱ－４－(2)－① （確認を実施するために必要な情報の把握）	仕向送金の場合、送金人の「実質的支配者の情報」は送金の都度確認するのではなく継続的顧客管理や取引時確認等において把握し、受取人の「実質的支配者の情報」は基本的には送金人が知り得る限りにおいて制裁対象者や北朝鮮居住者ではないことの申告をもって把握し、疑わしい場合等に必要に応じて追加的調査や証跡をとること	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		でよいか。	
55	Ⅱ-4-(3)-① (システムによるフィルタリング等)	<p>改正案の4-3-①(システムによるフィルタリング等)には、「顧客と預金取引等開始する前に、当該顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認する」とあります。この解釈は、外国人や外国企業の顧客だけでなく、日本人や日本企業を含む全ての顧客について預金取引等の開始前に制裁対象者との照合をするものと理解すべきでしょうか。</p> <p>警視庁発行の令和4年度犯罪収益移転危険度調査書 第4-3-2-イによると「資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されていない」とあります。また、貴省のウェブサイトに掲載いただいている経済制裁措置及び対象者リストにも本邦に居住する個人や団体は存在しないものと認識しております。</p> <p>資産凍結等対象者が日本国内に不在である限りにおいては、取引開始前に日本人や日本企業の顧客を制裁対象者と照合することを不要とすることは可能でしょうか。</p>	<p>顧客と預金取引等を開始する前におけるフィルタリングの対象者については、新ガイドラインⅡ-4-(3)-②(預金取引等に係る顧客の管理)において「少なくとも非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称を有する顧客」としております。外為法は居住者と非居住者間の取引等の対外取引を規制する法律であるためこうした範囲でのフィルタリングを求めています。これ以外の者のフィルタリングについては、本来上記の者である顧客がフィルタリングから漏れることを防止したり、制裁対象者との取引等を防止する等の観点から、リスクを踏まえた対応が検討されるものと考えます。</p> <p>また、特定国(地域)に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われている場合には、上記フィルタリングに加え、Ⅱ-4-(4)-①(特定国(地域)に係る支払等の規制への対応)のとおり、当該預金口座開設者及びその実質的支配者の住所・所在地が特定国(地域)か否かの確認も必要です。</p>
56	Ⅱ-4-(3)-① (システムによるフィルタリング等)	<p>① 「制裁対象者に追加又は変更があった際には当該フィルタリングを直ちに行うこと。」については、既存顧客に制裁対象者がいないことを確認するスクリーニングを行うことで問題ないか。</p> <p>② システム上の制約や、顧客対応を慎重に行う必要性等から、スクリーニングを完了させるためには、対応の</p>	<p>① Ⅱ-4-(3)-①に記載のとおり、「当該フィルタリング」とは、「顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないかを確認するスクリーニングを実施すること」を指します。</p> <p>② 経済制裁対象者の追加等があった場合の照合については、金融機関は、外務省告示の発出日以降、速やかに</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>日数が必要となる可能性もあるところ、「直ちに行うこと。」スクリーニングは、いつまでに完了をさせる必要があるのか。</p> <p>③ 例えば、制裁対象者に追加又は情報改訂があった営業日中に、スクリーニングのための作業に着手していれば、当該作業を意図的に遅延させる等の事情がない限りは、当該作業が完了するために一定の日数を要したとしても、「当該フィルタリングを直ちに行うこと。」を実施していると評価されるのか。</p>	<p>制裁対象者リストの更新等に着手し、合理的な期日までに照合を完了させることが求められます。</p> <p>③ 「当該フィルタリングを直ちに行うこと」については、速やかに照合に着手することのみならず、合理的な期日までに照合を完了することも含まれますので、速やかな着手のみでは不十分です。</p>
57	Ⅱ－４－(3)－① システムによる フィルタリング 等	<p>外貨両替の実務上の対応を検討するにあたり以下の点を確認させていただきたい。</p> <p>①改正外為法55条の9の2及び遵守基準省令に基づき取引前に規制対象かどうかを確認する必要がある外貨両替取引の範囲は、以下の理解で問題がないか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者である銀行と、非居住者である入国者（トラベラー等）との間の外貨両替 ・本邦から出国する又は外国から帰国した居住者である外国人との外貨両替 ・居住者である日本人との外貨両替であるが、制裁対象者の間接取引が疑われる場合 <p>②外貨両替取引に係る上記①の確認の履行については、「リスク評価の結果を踏まえ」実施することとされていますが、国際空港の両替出張所では、全ての顧客が</p>	<p>① 両替業者は外為法第17条の確認義務は課せられておりませんが、同法第55条の9の2に規定する外国為替取引等取扱業者に該当するため、同条第3項により遵守基準に従って取引を行うことが義務付けられます。そのため、Ⅱ－４－(3)は(顧客の支払等に係る為替取引に関する)確認義務ではなく、外国為替取引等取扱業者自らが行う取引について規定しております。両替取引については、取引の相手方との間で支払等が生じることから、外為法第16条の許可義務の対象となり、経済制裁対象者や北朝鮮の居住者との間で支払（又は支払等）を行う居住者は何人であっても、当該許可制の対象となります。遵守基準の対象となる両替取引は、左記の取引も含まれますが、その他経済制裁対象者との間の想定されうる取引はよく精査していただきますようお願いいたします。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>一見客の扱いであり、氏名や航空便名など最低限の情報申告を受けたうえで大量の出入国者の両替をさばく必要があり、属性や渡航先などを踏まえたリスク評価を都度実施することは極めて困難である。</p> <p>また、両替出張所は簡素・狭小な設備で運営しているためフィルタリングシステムを全窓口配置することは難しいこと、休日夜間も稼働しているためシステムの休止時間に対応できないこと、本部へのエスカレーションができないことといった実務上の課題もあり、悉皆で確認することも困難である。</p> <p>こうした実情に鑑み、顧客の属性、取引形態、取引に係る国・地域等も踏まえて外貨両替のリスクの特定・評価を行い、非制裁対象国と往来する者による当面の国内（又は海外）滞在に必要な金額（例えば30～50万円相当額）に満たない金額の外貨両替についてはリスクが低いと評価してリスク評価書に記載したうえで、両替出張所における一人当たりの上限金額を上記の滞在に必要な金額にし、上限金額を超える両替や、渡航先又は出国地が制裁対象国である顧客との両替のようなリスクが高いと判断される場合のみ制裁リストとの照合等を実施することは、リスクベースの対応としてあり得る対応と考えられるか。</p>	<p>② 上記①のとおり、Ⅱ-4-(3)は確認義務ではなく、外国為替取引等取扱業者自らが行う取引について規定しております。まずは商品・サービス、顧客属性、関連する国・地域、取引形態等、自らが直面するリスクを特定・評価し、当該リスク評価を踏まえてフィルタリング等によるリスク低減措置を行う態勢を構築する必要があります。従いまして、左記のように業務の実情のみを勘案して、閾値以下の取引をリスクが低いと一律に整理することは、当該リスク評価結果を踏まえたリスクベースの対応ではなく、適切ではないと考えています。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
58	Ⅱ－４－(3)－① (システムによるフィルタリング等)	<p>「顧客と預金取引等を開始する前に、当該顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するため、名義の照合を行うシステム等により、フィルタリングを行うこと。制裁対象者に追加又は情報改訂があった際には当該フィルタリングを直ちに行うこと。これらにより検知された顧客等が制裁対象者ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。両替取引については、取引の相手方との間で支払等が生じることから、リスク評価の結果を踏まえ、取引を行う前に、取引の相手方について当該確認を実施すること」とあるが、顧客と外貨両替を行うに際し、必ずフィルタリングシステムにて当該顧客名義の照合を行わなければならないということか。リスク評価の結果によっては、取引前にフィルタリングシステムにて当該顧客名義の照合を行う必要はないか。</p>	No.57②の回答をご参照ください。
59	Ⅱ－４－(3)－① (システムによるフィルタリング等)	<p>現行の外為検査ガイドラインを踏まえて、「両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客」との外貨両替取引は、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円超の場合、代わり金をフィルタリング済みの同名義口座と入出金対応（口座を通す） ・ 10万円以下の場合、代わり金の現金での取扱を許容（口座を通さない。原則フィルタリングは行わない） <p>今般改定のガイドラインにおいて、上記考え方に問題点はないか。</p>	<p>旧ガイドラインでは、犯収法上の取引時確認を履行するうえで、「両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客」については継続的に精査する必要がある、と規定しています。</p> <p>今般のガイドライン改正により、両替業務において制裁違反リスクを踏まえた対応を求めているものであり、継続的なビジネス関係を有する顧客か否かでフィルタリングの実施有無を判断する、といったものではありません。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			外貨両替におけるリスク評価、リスク低減措置の考え方は、No. 57 の回答をご参照ください。
60	Ⅱ－４－(3)－① (システムによるフィルタリング等)	<p>現行の外為検査ガイドラインを踏まえて、両替取引の継続的なビジネス関係を有さない顧客との外貨両替取引は、リスク評価の結果を踏まえ、両替目的等を確認し、100 万円以下の場合には、代わり金の現金での取扱を許容している（口座を通さない。原則フィルタリングは行わない）。</p> <p>今般改定のガイドラインにおいて、上記考え方に問題点はないか。</p>	No. 57、No. 59 の回答をご参照ください。
61	Ⅱ－４－(3)－① システムによる フィルタリング 等	<p>「両替取引については、取引の相手方との間で支払等が生じることから、リスク評価の結果を踏まえ、取引を行う前に、取引の相手方について当該確認を実施すること」とあるが、これは主に外国人との間で外貨両替取引を行うに当たっては、在留カードもしくはパスポート等、本人確認できる書類の提示を受け本人であることを確認したうえでシステムによるフィルタリングを行うことと理解する。一方で犯収法および外為法は 200 万円以下の外貨両替取引は取引時確認および本人確認が不要と定めている。200 万円以下の外貨両替取引を外国人との間で行おうとする場合、この 4－(3)－①の項目と犯収法・外為法の定めは矛盾するのではないか。</p>	<p>両替取引については、両替の相手方との間で外為法上の支払及び支払の受領が生じることとなるため、制裁違反リスクの評価結果を踏まえて、当該相手方が、非居住者（又は外国人）である場合、当該相手方が経済制裁対象者ではないこと、特定国（地域）の居住者（又はこれらの者に実質的に支配された法人その他の団体）ではないこと等の確認を行う必要があります。これらは外為法に基づく経済制裁措置に抵触する取引に該当しないことを確認するために実施するものであり、犯収法上の取引時確認とは実施する目的が異なることから、両者は矛盾しないものと考えます。</p>
62	Ⅱ－４－(3)－① (システムによ	「制裁対象者に追加又は情報改定があった際には当該フィルタリングを直ちに行うこと」については、令和 3 年	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
	るフィルタリング等)	6月29日付の周知文「外為法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る留意点について」に則して実施することで問題ないと認識しているが、認識に相違はないか。	
63	Ⅱ-4-(3)-① (システムによるフィルタリング等)	両替取引につきシステムによるフィルタリングが必要である旨明記されているが、リスク評価の結果を踏まえて、取引相手方につき確認を行う運用は本ガイドラインの適用日に合わせ2024年4月からとの認識でよいか。	ご理解のとおりです。
64	Ⅱ-4-(3)-① (システムによるフィルタリング等)	空港内の外貨両替所においては、外国人を含む一見客を相手とする外貨両替業務のみを行っており、空港内という特殊性からスピーディーな対応が求められている。 悉皆的にすべての顧客について制裁対象者との照合や制裁対象取引に該当しないことの確認を実施するのは困難であり、例えば取扱限度額を100万円相当額以内とする等のリスク低減措置を実施していれば、制裁違反リスク等が高いと判断される場合のみ、制裁リストとの照合等を実施する取扱いは可能か。	左記のように業務の実情のみを勘案して、閾値以下の取引をリスクが低いと一律に整理することは、リスク評価結果を踏まえたリスクベースの対応ではなく、適切ではないと考えています。まずは商品・サービス、顧客属性、関連する国・地域、取引形態等、自らが直面するリスクを特定・評価し、当該リスク評価を踏まえてフィルタリングなどによるリスク低減措置を行う態勢を構築する必要があります。
65	Ⅱ-4-(3)-1 (システムによるフィルタリング等)	「制裁対象者に追加又は情報改訂があった際には当該フィルタリングを直ちに行うこと」とあるが、「直ちに」について、時限性はあるか？また、金融機関の非営業日の対応は不要という理解でよいか。	No.72の回答をご参照ください。
66	Ⅱ-4-(3)-② (預金取引等に係る顧客の管理)	実務上、外国人と判断できる氏名又は名称を有する顧客を判別することは難しく、外国人のように見える氏名又は名称であっても、国籍は日本であるという事例や、そもそもアルファベット名を確認するための取組を行う際	顧客のアルファベット名については、Ⅱ-4-(3)-②の(注)に記載のとおり、提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されていない等、アルファベット名の把握が困難である者についても把握を必須とするも

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>に、顧客からの理解が得られない事例が往々にして存在する。</p> <p>犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認や、本ガイドラインに基づく継続的な顧客管理等の際に、「本ガイドラインに基づきアルファベット名を確認することが外国為替取引取扱等事業者には求められているため、アルファベット名が記載された本人確認書類を提示いただきたい」等の説明をしても、事実と反することは無いという理解でよいか。</p>	<p>のではなく、顧客が「非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称」に該当するか否かについては、通常の注意をもってご判断いただくことで差し支えありません。また、アルファベット名の把握の際の説明については、顧客のプライバシーにも十分配慮した上で適切な対応をお願いします。</p>
67	Ⅱ－４－(3)－② (預金取引等に係る顧客の管理)	<p>通常使用する勘定系システムにおいて、アルファベット名を登録することができない場合、当該システムを改修してアルファベット名を登録することができるようにすることが求められるのか、そこまでの対応は必要なく、Excel シート等別途の方法によりアルファベット名を管理することでも足りるのか、教えてほしい。</p>	<p>情報システム等の制約により、アルファベット名での預金口座名義の登録ができない場合においては、非居住者等預金口座の名義人情報を全預金口座名義情報から悉皆調査により抽出して、電磁的な方法により検索できるリストを作成し、告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを照合することができれば、必ずしも当該情報システム等の見直しを求めるものではありません。</p>
68	Ⅱ－４－(3)－② (預金取引等に係る顧客の管理)	<p>左記は、仮名で対顧客の情報システムが構築されていて、それに対して、財務省から告示される仮名で表示された制裁対象者リストをチェックすることが前提とされていると思われる。</p> <p>外資系銀行はアルファベットで顧客の情報システムが構築され、それを補完する形で仮名も参照可能な形と</p>	<p>外国銀行のように預金口座名義をアルファベット名しか登録できないなど情報システム等に制約があり、全ての顧客がアルファベット名で管理され、当該アルファベット名での照合が適切に行われている限り、仮名名への変換及び仮名名による照合は不要です。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>して手順等を構築・運用している。</p> <p>アルファベットから仮名への変換にあたり、当局における変換ルールが ISO 等の標準に準拠しているか、あるいはその他に本邦で広く業務慣行として定着している変換方法があれば、明示して頂きたい。</p> <p>本邦内で共通の変換ルールが明示されることによって、顧客口座への入金 of 正確性・迅速性に加えて、制裁対象者の実効性あるスクリーニングにも資すると考えるからである。</p>	
69	II-4-(3)-② (預金取引等に係る顧客の管理)	<p>「本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録し、フィルタリングの対象とすること」とある。この文章において、情報システム等に登録しなければならないのが仮名名とアルファベット名の両方であるのは明らかであるが、可能であれば、仮名名は別称が多々あり実務上の負担が多いため、フィルタリングの対象外としていただくことを検討いただけないか。</p>	<p>仮名名の情報システム等への登録については、アルファベット名と異なる仮名が公表される場合においても、確実に照合を実施できるよう求めるものです。本人確認書類上、日本語名が正規の名称であることが多いことから、確実なフィルタリングの実施のために、引き続き、仮名名をフィルタリングの対象とすることが必要と考えます。</p>
70	II-4-(3)-② 預金取引等に係る顧客の管理	<p>「アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めること」とある。既存の外国口座のアルファベット名を把握しようと確認したところ、当該外国人が日本に帰化したことが判明した場合、帰化前の外国人名のアルファベット名の管理やフィルタリングを行う必要はあるのか。</p>	<p>新旧ガイドラインでは、経済制裁措置の確実な実施を図るため、非居住者のほか、外国人のように居住性を正確に把握することが相対的に困難と考えられる者についても、アルファベット名の管理やフィルタリングの実施を求めています。日本に帰化した顧客において同様の対応を実施すべきか否かについては、上記趣旨や当該顧客の居住性等を踏まえて適切にご判断いただく必要があると</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			考えます。
71	Ⅱ－４－(3)－④ (その他の取引 への対応)	4-(3)-④で「外為法の適用を受ける支払等及びその他の取引等」の例示として、「相続預金の払出し、非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約等を含む」とされているが、その他の取引として主にどのような取引を想定されているのか。	「その他の取引」については、遵守基準の対象取引として外為令第18条の10第2項に示しており、資本取引、特定資本取引、役務取引等、外為法の適用を受ける取引が含まれます。また、資本取引については、Ⅱ－４－(3)－④で例示している相続預金の払出し、非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約の他、例えば、債務の保証契約、対外支払手段の売買契約等が想定されます。なお、資本取引の定義については外為法第20条をご参照ください。
72	Ⅱ－４－(4) (自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応 (特定国等、特定取引等規制))	新たな制裁対象者が追加されたり、情報が修正された場合、財務省から配信されるメールを受領した段階から、フィルタリング及びスクリーニングが適切に実施できるよう、作業を開始したとしても、フィルタリングに使用するリストを更新することは、さほど時間がかからず対応可能であるが、スクリーニングについては、基本的には全顧客へのスクリーニングが必要となる。当然ながら送金取引は遮断できたとしても、引出しなどの取引が遮断できるのは、スクリーニング終了後になり、十分なアルファベット表記の情報がない場合、実効的な照合も難しくなるが、告示後には、外国籍と推定される顧客の取引を制限して、スクリーニングの終了後に取引を再開するなどの対応が求められているのか。告示後であっても、スクリーニング作業の過程にあれば問題ないと考えていいのか。	資産凍結等経済制裁対象者の追加等があった場合の照合については、金融機関は、外務省告示の発出日以降、速やかに当該照合に着手し、合理的な期日までに完了させることを求めています。必ずしも、照合完了までの間、顧客に係る取引を制限することまでを求めるものではありませんが、制裁対象者リストの更新及び照合の実施は、告示の公布・適用と同時に規制に係る法的効果が発生することに鑑み、直ちに制裁対象者の口座を検知し、これに入出金停止等を講じることで、金融機関等が自らが行う取引について制裁違反リスクを低減するためのものですので、各金融機関におかれては、趣旨を踏まえた適切なリスク低減措置の実施をお願いします。No. 32の回答もご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
73	Ⅱ－４－(4)－① (特定国(地域)に係る支払等の規制への対応)	<p>「Ⅱ－４－(3)－①に準じた対応により、預金取引等を行う顧客及びその実質的支配者が特定国(地域)の居住者ではないことの確認等を行うこと。当該確認が行えるよう、当該顧客及びその実質的支配者の居住国(地域)を把握し、管理すること」とあるが、実質的支配者の居住国(地域)の確認方法は、顧客の申出による確認を行うことでよいか。</p> <p>また「管理すること」とあるので、制裁対象者リストが更新される都度、預金取引等を行う顧客名義だけでなく、その実質的支配者の名義についてもリストとの照合を行う必要があるということか。</p>	<p>顧客の実質的支配者の居住国(地域)の把握については、犯収法に基づき確認された実質的支配者の本人特定事項により把握することが考えられます。</p> <p>また、「管理すること」の趣旨は、今後、仮に、特定国(地域)に係る支払等の規制に追加、変更が生じた場合にも、当該実質的支配者が新たな制裁措置の対象者に該当するか適切に確認できる態勢を求める趣旨です。例えば、上記方法により確認した顧客やその実質的支配者の居住国(地域)について、情報システムに入力するなどの方法により管理することなどが考えられます。</p>
74	Ⅱ－４－(4)－① (特定国(地域)に係る支払等の規制への対応)	<p>顧客およびその実質的支配者の居住国の把握・管理が求められているが、改正ガイドラインの施行時点では、新規顧客について同運用や対応を必須とすることは可能なが、既存顧客については2024年4月に一律対応することは極めて困難であることから、既存顧客については顧客リスク評価に応じて、継続的顧客管理を行う中で随時把握していくことで可としていただきたい。</p>	<p>各業者において様々な事情があると思いますが、少なくとも継続的顧客管理を行う中で把握していく態勢を構築し、リスク評価結果に応じて実質的支配者の居住国を随時把握していく必要があると考えております。</p>
75	Ⅱ－４－(4)－① (特定国(地域)に係る支払等の規制への対応)	<p>一見先を相手方とする取引時確認の対象とならない外貨両替取引において、北朝鮮の居住者ではないことの確認は、当該相手方からの居住国の申告またはパスポート提示による国籍確認による方法でよいか。</p>	<p>基本的には、当該相手方からの居住国の申告またはパスポート提示により国籍を確認することで差し支えありませんが、外為法上の支払等規制に違反する疑いがある場合や、高リスクと評価される場合は、必要に応じて追加的な調査や証跡の確認を実施いただく必要があります。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
76	Ⅱ－４－(5)－① (関係部店への 周知)	「当該規制に係る外為法令の遵守に必要な範囲で」とは、現行第２章２－３(1)①②③における同一文言と同じ趣旨と理解してよろしいでしょうか。また、現行は過年度パブリックコメントにおける回答（令和３年７月１５日付公表 No. 3）にて解釈が示されていますが、この解釈は変更されないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり「当該規制に係る外為法令の遵守に必要な範囲で」とは、旧ガイドライン第２章２－３(1)における同一文言と同じ趣旨となります。 また、今般の新ガイドラインは、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき事項が明確になるよう、旧ガイドラインの記載ぶりを簡素化しつつ整理するもので、過去のパブリックコメントの解釈を変更するものではありません。そのため、過去のパブリックコメントの解釈一つ一つを、新ガイドライン本体や Q&A 等に全て掲載することは考えておりません。
77	Ⅱ－４－(5)－⑦ (リスクに応じたその他の低減 措置の実施)	「制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針」、「制裁違反リスクを踏まえた継続的な顧客管理」とあるが、金融庁マネロンガイドラインに基づくマネロン・テロ資金供与対策の取組みに追加すべき項目として何があるか。	No. 19 の回答をご参照ください。
78	Ⅱ－４－(5)－⑦ (リスクに応じたその他の低減 措置の実施)	「特定国(地域)及びその近隣地域での預金の引出し状況を把握するためのモニタリングを実施し、異例な引出しについてのリスクを検証し、必要に応じ規制の抵触についての確認を行うこと」については、クレジットカードを使った現地通貨引き出し等を想定したものか。具体的にどのような取引を想定されたものか。	当該対応が求められる事項については、旧ガイドラインと同様、自行発行の Debit カード（国際キャッシュカード）について、海外における現地通貨の引き出し状況をモニタリングすることを想定しております。
79	Ⅱ－４－(5)－⑦ (リスクに応じたその他の低減 措置の実施)	「特定国(地域)及びその近隣地域での預金の引出し状況を把握するためのモニタリングを実施し、異例な引出しについてのリスクを検証し、必要に応じ規制の抵触についての確認を行うこと」とは、どのようなことを指して	No. 78 の回答をご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		いるか。例えば、海外拠点を持つ金融機関や、インターネットバンキングの海外からのアクセス・利用を許容している場合に、特定国（地域）・周辺地域での預金引き出し状況を把握・検証するという理解でよいか。	
80	Ⅱ－４－(5)－⑦ (リスクに応じたその他の低減措置の実施)	「特定国(地域)及びその近隣地域での預金の引出し状況を把握するためのモニタリング」とは、具体的には銀行発行の Debit カードにおける外国 ATM での引出し状況のモニタリングとの理解でよいか。	No. 78 の回答をご参照ください。
81	Ⅱ－４－(5)－⑦ (リスクに応じたその他の低減措置の実施)	「リスクが低いと判断した顧客については、Ⅱ－４－(1)～(4)及び必要に応じⅡ－４－(5)－②の対応を行うことによりリスクを十分に低減することを前提に、当該リスクの特性を踏まえ、簡素な顧客管理を行うこと。」とあるが、リスクが低いと判断した顧客につき、リスト管理・自動照合・必要情報把握等の確認義務が履行されている場合は、簡素な顧客管理とすることが可能と理解した。 他方、制裁違反リスクにおいて、確認義務履行により十分にリスクを低減することを前提とする簡素な顧客管理とは、どのような顧客に対してどのような対応を指すのかがわからず、具体的な例示をいくつかご教示いただきたい。	Ⅱ－４－(5)－⑦が規定する簡素な顧客管理の例示としては、制裁違反リスク評価も踏まえ、低リスクと判断した顧客について、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る閾値を上げる、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度を異にするなどの対応がありうと考えます。
82	第Ⅱ章 5. 記録の作成 及び保存	「適切な期間」という場合は、前回検査以降の期間というような保存期間でよろしいでしょうか。或いは具体的な目安はありますか。	外為法上の本人確認記録や、犯収法上の取引時確認記録及び取引記録の保存期間が7年間であること等を参考に、実施した事項の適切性等を事後において適切に検証できる期間として、記録の種別毎に適切な期間を設け、保

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
			存するようにお願いします。
83	Ⅱ－５－① (記録の作成及び保存の実施)	<p>「実施者（意思決定等を行った者）（中略）を記録し、適切な期間保存すること」とあるが、実施者については、個人の氏名を記録する必要があるのか。</p> <p>もし、組織図等別の記録から特定の個人を特定できる場合には、本ガイドラインに基づき作成する記録には、役職名を記録するだけでも足りるか。</p>	承認等を行った個人を特定できる場合は、役職名を記録するのみとして差し支えありません。
84	Ⅱ－５－② (個々の外国為替取引に関する記録の作成及び保存)	<p>作成する記録は一覧である必要があるのか確認したい。</p> <p>記録が必要な事項・内容が時系列（日付順等）で確認可能なように取扱証跡一式を紙ベースで綴り込み保管することで、本要件を充足しているものと判断してよいか。</p> <p>綴り込みの中で、該当取引については明確な印を付ける等することで一目瞭然の状態（検索を容易な状態）として保存します。なお、システムによるフィルタリング（Ⅱ－４－(3)－①）についても同様とします。</p> <p>また、本件は経済制裁措置対象者による外国為替取引に対する記録の作成及び保存義務だとすれば、当該対象取引のみを抜き出して記録・保存する方法が選択可能であるのかもあわせて確認したい。</p>	<p>個々の外国為替取引等について、手順書に従って実施したリスク低減措置の実施日、内容、結果、実施者等の記録については、必ずしも一覧形式で作成する必要はありません。Ⅱ－４－(3)－①及びⅡ－４－(4)－①に記載するフィルタリングについても同様です。</p> <p>なお、Ⅱ－５－②において記録の作成及び保存を求める対象は、経済制裁措置対象者による外国為替取引に限定されず、制裁違反リスクの特定・分析・評価、制裁違反リスクの低減方針、リスク低減措置等の実施及びその見直しに必要な情報が広く対象となる点に御留意ください。</p>
85	Ⅲ－２－① (取引時確認)	<p>犯収法および外為法は取引時確認および本人確認が必要な外貨両替取引を200万円超と定めている。</p> <p>一方、当行は幾年前の外の検査時に検査官から「外貨両替のマネロンリスク低減の一策として1取引当たりの</p>	各組織におけるマネロン・テロ資金供与リスクを低減するための措置は様々であり、基本的には、新ガイドラインに記載のとおり、各組織において、顧客属性や取引実態等によるマネロン・テロ資金供与リスクの評価を実施し、

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>限度額を定めてはどうか」とする口頭提言がなされ、当行では、それを受けて外貨両替 1 取引に係る限度額を 50 万円と定め、内部規定として運用している（金額の違いはあれど多くの金融機関が当行と同様の規定を定めていると思料する）。</p> <p>外為事務の管理部門としては、法令が定める 200 万円という金額と当行の規定限度金額 50 万円との乖離に違和感を覚えているところであるが、実際の運用と法律の整合性を確保してはいかがか。</p>	<p>これを踏まえたりスク低減措置を講じることが必要と考えます。外貨両替 1 取引に係る限度額についても同様に、リスク低減措置として適切な上限額は各組織により様々と思料され、実際の運用と法律との整合性は、各組織において必要に応じて検討するものと考えます。</p> <p>No. 61 の回答も御参照ください。</p>
86	Ⅲ-2-⑥ (取引時確認の対象とならない取引等への対応)	<p>「Ⅲ-1-④によるリスク評価の結果を踏まえ、取引時確認の対象とならない両替取引を行うに際しても顧客の氏名又は名称のほか、顧客に関する情報（住所又は所在地、電話番号、国籍及び旅券番号、運転免許証の記号番号、両替業者が旅行業務に伴って両替を行う場合における団体旅行の団体名及び当該団体の所在地、空港において両替する場合の航空機便名等）を収集するよう努める。（犯収法施行規則第 3 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号等）」とあるが、「努める」との記述のとおり、あくまで努力義務という理解でよいか。また、リスク評価の結果（例えば、特定の地域・場所に設置する外貨両替機の利用者は外国人旅行者であり、制裁違反リスクは低いもしくは、リスク低減策により、リスク低減を図っている場合など）によっては、外貨両替機による外貨両替取引において、パスポートの照合機能等、顧客に関する情報を収集する機能を</p>	<p>Ⅲ-2-⑥については、マネロン・テロ資金供与対策等のリスクの分析に活用し、マネロン等への対策をより確実なものとするを目的として記載しています。貴見のとおり、これらの対応は努力義務の位置づけですが、当該目的を踏まえ、リスクに応じた適切な対応をお願いするものです。また、顧客に関する情報を収集する機能を外貨両替機に実装させるか否かはリスク評価の結果に基づき判断するものと考えます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		実装していなくても、問題ないか。	
87	Ⅲ－２－⑥ (取引時確認の対象とならない取引等への対応)	<p>「努める」との表現が使われておりますが、努力をしていると見受けられない場合においても、本ガイドラインの当該記載(努力義務)違反を理由としては、行政処分を課しえないという解釈でしょうか。</p> <p>【コメントの理由】</p> <p>「努める」との表現を用いた場合については、当該部分の記載への違反について、行政処分は課しえないと解するのが一般的かと思えます。</p> <p>そこで、念のために、政府の解釈を明らかにしていただきたく存じます。</p>	Ⅲ－２－⑥については、マネロン・テロ資金供与への対策をより確実なものとするを目的として記載しており、リスクに応じ、取引時確認の対象とならない取引等であっても顧客の特定に資する情報を収集し、マネロン等対策のリスク評価に活用することを求めています。貴見のとおり、当該対応は努力義務の位置づけではありませんが、行政上の対応について予断をもってお答えすることは差し控えさせていただきます。
88	Ⅲ－４－② (本人確認及び本人確認記録の作成等)	特定為替取引等の等にはどのような取引が該当するか確認したい。主な取引として両替業務、暗号資産の送金、輸出信用状の開設、輸出手形の買取・取立、輸入手形決済が該当すると認識しているが、他にも該当する取引が想定される場合は例示願いたい。	特定為替取引等の「等」については、Ⅲ－４ 冒頭に記載しておりますとおり、電子決済手段等移転等取引又は資本取引(資本取引とみなす取引を含む。)を指しております。電子決済手段等移転等取引及び資本取引の定義については、外為法第 18 条の 6 及び外為法第 20 条(第 20 条の 2)をそれぞれ御参照ください。
89	第四章 ② (通知義務)	<p>金融機関や一部事業法人から外国送金の依頼を受ける際に SWIFT が利用されることが想定されるが、その際、送金人欄に SWIFT コードで送金人が記載されることがある。</p> <p>SWIFT メッセージ内の情報量が増加していることや、</p>	犯収法において、仕向銀行は、送金人が法人の場合には、名称及び本店又は主たる事務所の所在地等を通知することを義務付けられており、名称等に代えて SWIFT コードで良いとする規定等はありません。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>ISO への移行により情報の構造化が見込まれる中で、SWIFT コードから該当ユーザーの名称・所在地に変換のうえ SWIFT メッセージ内に記載するのは事務処理上複雑になることが見込まれる。</p> <p>むしろ、SWIFT コードの記載をもって通知が必要な事項を充足するとの運用に変更できないか。</p>	
90	<p>第IV章 ② (通知義務)</p>	<p>通知が必要な事項については、顧客からの依頼書に記載を受ける等による必要事項の適切な把握、犯収法令の規定に従った必要事項の正確な通知が求められていること及び顧客については異名義取引であっても顧客の氏名又は名称の通知が必要となることについてご記載いただいております。</p> <p>犯収法令に規定される通知事項の一つである顧客の支払いの相手方についても、当該外国送金の受取人口座名義が顧客の支払いの相手方の氏名又は名称と異なる（異名義）場合には、顧客が異名義である場合と同様に、当該支払いの相手方の氏名又は名称の通知が必要であるということか。</p> <p>同様に、外国送金が、顧客の支払の相手から自らの預金口座へ外国送金が行われず、代理受領等の形で第三者の預金口座が外国送金の送金先となっている場合には、当該送金先の氏名又は名称等と併せて顧客（真の受取人）の氏名又は名称等の通知が求められているのか。</p> <p>これについては、コルレス銀行におけるカバー資金送</p>	<p>本規定は犯収法第10条に基づく通知を求めるものですので、取り扱う送金が同条のどの項に該当するものであるのか、当該送金に係る顧客等が誰であるかを適切に判断し、必要な事項を通知する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		金や、代理受領等のケースにおいて、真の受取人情報・データが外国送金とは別途行われるような場合における代理受領等を行っている第三者への資金の交付を目的とする外国送金においても同じく適用されるものか。	
91	第V章 特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項	「特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合、当該事実が生じた日の属する計算期間に係る利子については、非課税措置が受けられなくなる点に留意する（租税特別措置法第7条）。」など、経理基準の非遵守から生じる得る不利益についても記載してはどうか。	左記については、当該条文の規定により明らかであることから、新ガイドラインへの記載は不要と考えます。
92	別添1・2・3	これら別添の内容は、新たな制裁措置等が発動された場合は都度更新されるのか。	新ガイドライン別添の内容については、新たな種類の経済制裁措置が発動された場合等に更新する予定です。なお、経済制裁措置の最新の情報については、官報や財務省から発出するメール等を御参照ください。
93	(別添2) 3. ⑬	「上限価格」や「プライスカップ制度」は、貿易相手国である「G7 及び同志国」でも同様の制度と措置があります。日本より緩い基準の国の当事者が設定した「ロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約に係る支払等」に関連する与信や送金を要請された時、このガイドラインの適用を受ける金融機関としては、日本基準を理由として追加的に厳格な確認をしなければならないという理解で正しいでしょうか。	「日本より緩い基準の国の当事者が設定した」が具体的に何を指すか必ずしも明らかではありませんが、新ガイドラインは日本の外為法令への対応について定めるものですので、外為法に基づく規制が課された取引又はその支払等に該当しないことを適切に御確認ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
94	(別添4) 4	<p>「架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合」には、なりすましの疑いのある取引も含むという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もし、そのようなご理解であれば、「架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合（なりすましの疑いのある場合も含む。）」などと、明記なさってはいかがでしょうか。</p> <p>【コメントの理由】</p> <p>犯罪者が、口座名義人に無断でなりすましをしている疑いがある取引については、架空名義とも、借名とも評価しにくいですが、疑わしい取引の届出は積極的に検討すべきと思われます。</p> <p>そこで、なりすましの疑いがある場合を加筆しなくてよいでしょうか。</p>	<p>別添4は疑わしい取引の参考事例として示したものであり、疑わしい取引の提出要件として限定する趣旨ではありません。なりすまししている疑いがある取引は、「真の取引者の隠匿」にあたることから、当然に疑わしい取引の届出の対象となります。</p>
95	その他	<p>令和5年2月23日に意見募集された「外国為替令等の一部を改正する政令案」等に対する、令和5年6月9日の貴省パブコメ回答（項番7）では、「資産凍結等責任者、取引時確認等責任者など現行のガイドラインで求められている各責任者と遵守基準統括責任者の責任の対象となる事項の範囲が異なる」とコメントがありましたが、今回のガイドライン改正案には各責任者を定める記述が見当たりません。遵守基準統括責任者が各事項の責任を負うことになるのでしょうか。（Ⅱ-1-①の責任の範囲には</p>	<p>新ガイドラインの「統括責任者」の役割は、旧ガイドラインにおける「資産凍結等責任者」や「取引時確認等責任者」の役割を含むもので、Ⅱ-1-①において「統括責任者は個々の外国為替取引等の確実な実施を図り、そのために必要な措置を講じる」旨規定しております。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>これらは含まれていません)</p> <p>従来のガイドラインが新ガイドラインに置き換わるのであれば、具体的に記載される箇所がなくなってしまうと思うのですが、“適切な責任者を定めること”がどこかに記載されるのでしょうか？</p>	
96	その他	<p>犯罪収益移転防止法は金融機関等に課せられた取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務であるが、一方、外為法の義務は外国為替取引等取扱業者のみに課せられているものではない。</p> <p>外為法第16条では「本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。」とされている。</p> <p>ガイドライン第2章冒頭において「外為法令においては、規制対象となる支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）及び資本取引等について許可等を受ける義務を課すこと等によって、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として指定された者（以下「制裁対象者」という。）に対する当該措置をはじめとする各種の経済制裁措置を実施している。」とされている。</p> <p>つまり、貿易業者等（外国との取引を行うものを含む。）が支払等及び資本取引等に際して一義的に許可等を受ける義務がある。外為検査でもその遵守状況及び遵守態勢</p>	<p>遵守基準省令は外国為替取引等取扱業者を対象としておりますので、同省令を受けて作成された新ガイドラインについても、遵守基準省令同様に、外国為替取引等取扱業者を対象としております。他方、外為法の諸義務は、必ずしも外国為替取引等取扱業者のみに課せられているものではありませんので、これを踏まえ、第II章冒頭にて「外為法令に基づく支払等及び資本取引等に関する許可等の制度は、外国為替取引等取扱業者に限らず、本邦から外国に向けた支払、居住者と非居住者との間の支払等又は資本取引等を行う者に広く適用されるものであり、こうした支払等又は資本取引等を行う者は、当該許可等の義務を遵守する必要がある、制裁違反リスクや取引等の内容に応じて、新ガイドラインに準じた対応を行うことが期待される」旨を明記しております。</p>

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方等
		<p>を確認すべきである（外為法第68条では、「主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。」とされている）。</p> <p>一部の貿易業者等は自身の法令等遵守義務を一方的に外国為替取引等取扱業者任せにしている恐れもある。</p> <p>ガイドライン第2章の頭書の最終段落では、「外為法令に基づく支払等及び資本取引等に関する許可等の制度は、外国為替取引等取扱業者に限らず、本邦から外国に向けた支払、居住者と非居住者との間の支払等又は資本取引等を行う者に広く適用されるものであり、こうした支払等又は資本取引等を行う者は、当該許可等の義務を遵守する必要があり、制裁違反リスクや取引等の内容に応じて、本ガイドラインに準じた対応を行うことが期待される。」と記載されているが、「本ガイドラインに準じた対応を行わなければならない。」とすべきではないか。</p> <p>また、ガイドラインの名称から「外国為替取引等取扱業者のための」を削除し、貿易業者等にも共通して該当する項目においては「外国為替取引等取扱業者は」と限定せず、ガイドラインも広く一般に公表すべきと考える。</p>	